

# 第 197 回

## 千葉県都市計画審議会

### 議 事 録

日 時 令和 5 年 1 月 1 6 日 ( 月 )  
午後 2 時 ~ 午後 3 時 1 0 分  
場 所 ポートプラザちば2階「ロイヤルⅡ」

## 目 次

議事日程

出席委員名簿

議題一覧表

1. 開 会 .....	1
2. 都市整備局長挨拶 .....	1
3. 定足数の報告 .....	1
4. 新任委員の紹介 .....	1
5. 議長の指定 .....	2
6. 議事録署名人の指名 .....	2
7. 非公開議案等の審査 .....	2
8. 議案審議 .....	3
第1号議案 .....	3
第2号議案 .....	8
9. その他 .....	17
10. 閉 会 .....	17

第197回千葉県都市計画審議会 議 事 日 程

令和5年1月16日（月）

- 1 開 会
- 2 都市整備局長挨拶
- 3 定足数の報告
- 4 新任委員の紹介
- 5 議長の指定
- 6 議事録署名人の指名
- 7 非公開議案等の審査
- 8 議案審議  
第1号議案 ～ 第2号議案
- 9 その他
- 10 閉 会

第197回千葉県都市計画審議会  
 令和5年1月16日（月曜日）  
 於・ポートプラザちば2階「ロイヤルⅡ」  
 午後2：00～午後3：10  
 出席委員 23名

第197回千葉県都市計画審議会出席委員  
 （順不同敬称略）

構成	氏名	摘要
学識経験者	屋井鉄雄	都市計画・土木
	寺部慎太郎	都市計画・土木
	陶山嘉代	法律
	小池正昭	農業
	高崎正雄	都市経営
県議会の議員	浜田穂積	千葉県議会議員
	河上茂	千葉県議会議員
	佐野彰	千葉県議会議員
	本間進	千葉県議会議員
	瀧田敏幸	千葉県議会議員
	平田悦子	千葉県議会議員
	仲村秀明	千葉県議会議員
	加藤英雄	千葉県議会議員
関係行政 機関の職員	成田耕二 （代理・黒井隆宏）	財務省関東財務局長 千葉財務事務所次長）
	信夫隆生 （代理・加藤浩）	農林水産省関東農政局長 関東農政局農林振興部地方参事官）
	猪又真介 （代理・鈴木達也）	経済産業省関東経済産業局総務企画部長 関東経済産業局総務部企画調査課総括係長）
	新田慎二 （代理・高橋直人）	国土交通省関東運輸局長 千葉運輸支局首席運輸企画専門官）
	廣瀬昌由 （代理・小島昌希）	国土交通省関東地方整備局長 千葉国道事務所所長）
	田中俊恵 （代理・田邊忠康）	千葉県警察本部長 千葉県警察本部交通部交通規制課理事官兼交通管制センター長）
市町村の長を 代表する者	神谷俊一	千葉市長
市町村議会の 議長を代表 する者	川村博章	千葉市議会議長
	森亮二	流山市議会議長
	松野唱平	長南町議会議長

第 1 9 7 回 千 葉 県 都 市 計 画 審 議 会 議 題

令和 5 年 1 月 1 6 日 提 出

第 1 号 議 案 習 志 野 都 市 計 画 区 域 区 分 の 変 更 に つ い て ( 付 議 )

第 2 号 議 案 「 ( 仮 ) 千 葉 県 都 市 づ く り ビ ジ ョ ン 原 案 に つ い て 」 ( 諮 問 )

## 1. 開 会

司 会 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第197回千葉県都市計画審議会を開催いたします。

## 2. 都市整備局長挨拶

司 会 初めに、高橋都市整備局長より御挨拶を申し上げます。

都市整備局長 都市整備局長の高橋でございます。

委員の皆様方には、大変お忙しいところを御出席いただきまして厚くお礼を申し上げます。また、日頃より県政に多大なる御支援、御協力をいただいておりますことに重ねてお礼を申し上げます。

本日の審議会は、10月に引き続き今年度2回目の開催となります。

本日の議案といたしましては、区域区分の変更が1議案、千葉県都市づくりビジョンに関する案件1議案の計2議案でございます。

議案等の内容につきましては、後ほど担当から御説明させていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

簡単ですが、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

## 3. 定足数の報告

司 会 続きまして、事務局より定足数の報告をお願いいたします。

事務局 定足数について御報告いたします。

本日の出席委員は、委員定数28名のうち、現在のところ23名で、「千葉県都市計画審議会条例」第5条第3項の規定により、2分の1以上の御出席をいただいております。

以上でございます。

司 会 本日の審議会には、局長高橋をはじめ議案に関係する県の職員が出席しております。県の出席職員の紹介につきましては、省略させていただきます。

## 4. 新任委員の紹介

司 会 次に、本審議会の委員のうち、新たに御就任いただいた方を御紹介させていただきます。

関係行政機関の職員の委員として、関東農政局長の信夫様に新たに御就任いただきました。本日は、代理として関東農政局農村振興部地方参事官の加藤様に御出席いただいております。

以上で新たに御就任していただきました方の紹介を終わらせていただきます。なお、本

日御出席の委員の方につきましては、お手元の座席表をもって紹介とさせていただきます。

## 5. 議長の指定

司 会 それでは、議事に入らせていただきます。

本審議会は、「千葉県都市計画審議会条例」第5条第1項の規定により、会長が会議の議長を務めることとなっております。屋井会長、よろしくお願いいたします。

## 6. 議事録署名人の指名

会 長 皆様、こんにちは。足元の悪い寒い中、どうもありがとうございます。

それでは、初めに、本審議会の議事運営規則第10条第3項の規定により議事録署名人を指名させていただきます。

陶 山 委 員

加 藤 委 員

よろしくお願いいたします。

## 7. 非公開議案等の審査

会 長 次に、非公開議案等の審査ですけれども、本日御審議いただく案件について、既に御紹介いただきました2案であります。非公開の取扱いは、「千葉県都市計画審議会議事運営規則」第9条のただし書に非公開とすることができる規定がありますけれども、事務局から提案はありませんでしょうか。

事務局 本審議会は、「千葉県都市計画審議会議事運営規則」第9条に基づき、原則どおり公開で御審議いただきたいと考えます。

今回の1号議案において意見書の要旨に係る資料が添付されていますが、匿名としておりますので、「千葉県都市計画審議会議事運営規則」第9条のただし書に該当する非公開案件はないとして、公開で開催することはいかがでしょうか。

会 長 よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 それでは、そういうことで進めさせていただきます。

次に、傍聴人ですけれども、傍聴人はいらっしゃいますか。

事務局 本日は傍聴人はいません。

会 長 どうもありがとうございました。

次に、報道関係の方がいらっしゃるようでしたら入場させてください。

(報道関係者 入場)

会 長 それでは、報道関係の方々につきましては、審議開始前に限り撮影等が可能です。ただいまから写真撮影などの許可をしますので、よろしくお願いいたします。

(報道関係者 写真撮影等)

## 8. 議 案 審 議

会 長 それでは、本日御審議いただきます案件は2件であります。両方とも重要な案件でありますので、十分御審議ください。

また、議案は、既にお手元にお届けした議案書のとおりですので、従来どおり議案の朗読については省略させていただきます。

これから議案の審議に入りますが、事務局においては説明を簡潔にお願いします。

### 第 1 号 議 案

会 長 第1号議案 習志野都市計画区域区分の変更について（付議）  
を議題といたします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、第1号議案 習志野都市計画区域区分の変更について御説明いたします。

御審議いただきますのは、鷺沼地区における区域区分の変更になります。

まず、変更箇所について御説明いたします。

議案書、インデックス1の4ページの位置図またはスクリーンを御覧ください。

当該地区は習志野市の東側、千葉市との市境に位置し、現況は主に畑として利用されておりますが、幕張本郷駅から約1キロメートルと徒歩圏にあり、生活利便性の向上が期待される地区になります。

議案書の5ページまたはスクリーンの計画図を御覧ください。

赤色の線で囲まれた部分が、今回、市街化区域に編入する区域で、面積は約43.1ヘクタールとなります。本地区について、都市計画区域マスタープランには、「地権者や営農者とともに地区の将来あるべき姿を検討した上で、住宅地を基本として計画的かつ秩序ある土地利用を図ることとする。」と位置づけており、今回の変更は、地権者等の合意形成が進み、土地区画整理事業を活用した計画的なまちづくりを行うこととしましたことから、既に開発行為により、戸建てが建ち並ぶ箇所と合わせて区域区分を変更し、市街化区域に編入するものであります。

習志野市においても、鷺沼地区につきましては、スクリーンにお示ししておりますとおり、平成25年に策定した長期計画において、「一体的、総合的な土地利用について協議、検討を進める」と位置づけ、都市計画マスタープランでは、「計画的かつ秩序ある土地利用を検討する地区」とするなど、計画的なまちづくりについて検討を進めてまいりました。今回の都市計画の手續に当たっては、昨年6月に説明会を開催し、区域区分の変更の説明と合わせて用途地域や区画整理など、関連する都市計画の変更についても説明してまいりました。また、説明会に参加されなかった方々に対しましては、いつでも変更内容を御覧いただけるよう、市のホームページに説明会資料や説明動画を掲載するなど、変更案の周知に努めてまいりました。また、本地区は千葉市に隣接することから、千葉市内の住民の方々にも自治会を通じて変更内容をお知らせするとともに、千葉市のホームページにも都市計画手續の情報を掲載するなど、周知を図ってまいりました。

スクリーンには、土地区画整理事業における土地利用計画図の案をお示ししております。



地区の中央の茶色の道路が都市計画道路で、沿道には商業用地や医療・福祉施設などの用地を配置することとし、緑色の箇所には近隣公園を計画しております。また、地区西側のウグイス色の箇所は、地区外にある老朽化が進む鷺沼小学校を移転させるための小学校用地となっております。

本議案について、昨年10月14日から2週間、案の縦覧を行ったところ、1名の方から意見書の提出がありました。いただいた意見の要旨につきましては、議案書に記載しておりますが、意見書の要旨を内容ごとに整理し、それに対する県の考え方を本日配布いたしました当日配布資料に取りまとめましたので、県の考え方につきましては、この資料で御説明いたします。

また、当日配布資料につきましては、スクリーンに意見書の要旨と意見に対する考え方をそれぞれお示ししながら説明させていただきます。

それでは、まず、当日配布資料の1ページまたはスクリーンを御覧ください。いただいた御意見の内容は、都市計画区域内人口について、埋蔵文化財について、農地の保全について、最後に防災についての4項目になります。

まず1項目、資料2ページの(1)都市計画区域内人口についての意見としましては、習志野市の人口は昨年8月時点で17万5,000人であり、都市計画人口16万8,000人を既に7,000人もオーバーしている。これは奏の杜の巨大開発による犯罪の結果であり、本件都市計画は、これをさらに野村不動産の利益のため、7,000人も都市をつくる極めて悪質で持続不可能な開発による重大犯罪であるといった御意見でした。これらの意見に対する県の考え方につきましては、配付資料の右側の欄に記載いたしましたので、順番に御説明いたします。

先ほどの説明の繰り返しとなりますが、習志野都市計画区域マスタープランには、「市街化区域に囲まれた地区等については、地権者や営農者とともに地区の将来のあるべき姿を検討した上で、住宅地を基本として計画的かつ秩序ある土地利用を図ることとする」と位置づけております。当該鷺沼地区については、市街化区域に囲まれた市街化調整区域であり、幕張本郷駅から約1キロメートルと生活利便性の高い地域であること、また新たな住宅地の整備と併せて、防災拠点の整備や小学校の用地を確保する土地利用について地権者等との協議が整ったことから、千葉県保留人口フレームを活用して市街化区域に編入し、土地区画整理事業による良好な市街地整備を図るものであります。

次に、2項目、(2)埋蔵文化財につきましては、当該区域内では埋蔵文化財調査が行われ、縄文土器と竪穴式住居2棟が出土しており、これは世界遺産登録に値する歴史的遺跡の可能性があると考える。この発見について、習志野市民及び土地区画整理組合設立準備会にも伝え、直ちに都市計画を破棄することといった御意見でした。これに対する県の考え方としましては、当該地区内では、令和2年度に市の教育委員会が埋蔵文化財の確認調査を実施し、縄文土器及び竪穴建物跡が確認されましたが、県と市の教育委員会の協議により、現状のまま現地で保全するのではなく、記録保存との対応となっております。

次の意見としましては、コロナ禍に乘じ、市民による再三の要求にも応じず説明会を拒絶し、工事を強行している違法、違憲な下水道工事を中止すること。それと同時に貴重な文化財を公表、報道し、43ヘクタール全域の本格的遺跡調査に取り組むべきである。また、シールド工法による下水道工事によって遺跡を破壊している可能性が極めて高いとい

った御意見でした。これらに対する県の考え方としましては、市が実施している下水道工事は、市内の一部の地域の浸水被害を防止するため実施されております。工事概要等については、市報や市のホームページで広く市民に周知を図るとともに、周辺住民に対しては工事工程等を含め説明を行ったほか、随時進捗状況等についても市のホームページや掲示板を活用し、周知を図っております。また、下水道工事の施工箇所及びその周辺には埋蔵文化財包蔵地が含まれていないことを市の教育委員会に確認しております。

次に、(3)農地の保全につきましては、当該区域はラムサール条約登録湿地である谷津干潟から激減しているシギやチドリなどの水鳥に必要な農地であり、これらを保全し、後世に残してほしいと願っている。農家と市民農園などの耕作者とその希望者には十分な意見聴取を行い、必要な補償等を行うべきであるといった御意見に対する県の考え方としましては、シギ、チドリは主にゴカイなどを餌とし、干潟や湿地を餌場に行っていることから、農地が餌場になっている可能性は低いと考えております。また、当該地区内には、市街化区域編入後も引き続き営農を希望する地権者もいるため、営農環境に十分配慮しながら事業を実施していくこととしております。農家の方々に対しては、土地区画整理事業の中で必要な補償等を行っていき、市民農園の耕作者に対しては、他の市民農園の案内を行うなどの対応をしております。

最後に、資料3ページの(4)防災に関する意見としましては、景観や風害の問題、防災も洪水も消防署もない極めて危険な計画である。さらに重要な問題は、国道14号以南の袖ヶ浦など、液状化の危険が極めて高い地域に住む住民のための首都直下型地震の際の災害避難などの対策が全くなされていないことであるといった御意見でした。これらに対する県の考え方としましては、土地区画整理事業では電線類を地中化し、良好な景観の形成と安全な市街地整備を図ることとしており、事業区域内の雨水排水については雨水管の整備を行うとともに、浸透施設を宅地内や道路に設け、適切に処理を行う計画としております。

消防署については、当該地区から約1キロメートルの箇所に市の消防本部があり、また当該地区内においては、防火水槽や消火栓を設置するとしております。

なお、市では、当該地区内に計画する小学校及び近隣公園を新たな防災拠点と位置づけ、国道14号以南の袖ヶ浦地区などの住民の方々の一時的避難場所としても活用することであり、安全なまちづくりに配慮した計画としております。

以上が意見書の要旨とこれに対する県の考え方となりますが、今回の計画は上位計画に整合するとともに、地権者や教育委員会などの関係者とも協議を行った上で市街地整備を図るものでありますことから、提出のあった意見書により都市計画の案を変更する必要はないと考えております。

以上で第1号議案の説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

会 長 　　ただいま第1号議案の説明が終わりました。

　　それでは、何か御質問、御意見等ございますでしょうか。よろしくお願ひします。

委 員 　　意見を申し上げたいと思います。

　　今回の議案に係ります習志野市域内の土地区画整理事業につきましては、千葉市が隣接市として習志野市と事前の協議等を行っております。その中で、幕張本郷駅の駐輪場につ

きましては既に余裕のない状態でごさいます、今回の住宅開発に伴います駐輪場の需要増への対応、もう一つ、周辺道路への影響を踏まえまして、市境の接続道路の改修ですとか幹線道路の交差部への対応などが必要だと考えております。これらにつきましては、現在、習志野市におきまして見直しを行っていただいている交通量の推計などに基づいて適切な対策をお願いしたいと思います。県におかれましても、広域行政体として必要に応じて、しかるべく調整をお願いできればと考えております。

以上でございます。

会 長 どうもありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。

委 員 それでは、まず2つ伺いたしたいと思います。

1つは、今説明があった意見書の中に「市民による再三の要求にも応じず説明会を拒絶し」となっているのです。これが事実なのかどうか。現に市民からの説明会の開催要求というのはどの程度、市に寄せられていたのかどうかお示してください。

2つ目は、区域区分の変更理由書のところの最後に、土地区画整理事業の実施が確実になったことから市街化に編入するとあります。この区画整理事業の計画人口、そして、その中に占める児童数の予測をどの程度と見ているのかお示してください。お願いいたします。

会 長 どうもありがとうございます。

それでは、ただいまの御質問、先ほどの御意見を含めて、事務局のほうから回答をお願いします。

事務局 ただ今、質問にありました下水道の説明会や区画整理の関係については地元市、習志野市のほうから回答させていただきたいと思っております。

会 長 それでは、よろしくをお願いします。

習志野市 ただいま御質問ございました再三の申入れということでございますけれども、お一人の方から延べ8回、要望が上がっております。その中では、直接私どもの窓口に来たのが1回、電話でも1回、それと、今やっております工事現場のほうに4回ほどお見えになりまして同じ旨を言っています。そのほか、2回は請け負っていただいております工事業業さんの会社のほうに直接来られまして、同じような要望をしていると聞いております。

以上です。

習志野市 区画整理事業を予定している地区の児童数なのですけれども、来年度、小学校の基本計画を策定する予定でございまして、その中で推計していきたいと考えております。計画人口は6,800人を予定しております。

以上です。

委 員 まず1点目、再三の要求にもかかわらずということで8回という御回答があったのですが、この8回は説明会を開催してほしいという要求だったのかどうか。それから、同時に区画整理事業を含めた工事の内容に対する要求だったのかどうか、分かればお示ください。

それから、計画人口の中に占める児童数の予測については、これからということなのですが、なぜこの質問をするのかというと、ちょうど2年前、1月にこの審議会で津田沼駅周辺の再開発の方針を審議したときに、児童数の予測を市が誤って、かなりの児童数が増えたということで過大規模校が出現していて、それで通学区域を変更するだとかという手

だてを取っていて結局市民にしわ寄せがいつている。事前に、やっぱりこれはきちんと推測をすべきである。当時、習志野市の方は、開発業者と計画人口に対して見通しを踏まえた協議を行っていくとお答えしている。今、開発事業者との協議で児童数はどの程度まで推計をされているのか、全くやられていないのか、その辺はいかがでしょうか。

以上です。

会 長　それでは、また習志野市さんのほうからお答えいただけますか。

習志野市　それでは、説明会のことについて御回答させていただきます。

申入れの方からは2点ございまして、確かに工事説明会の開催ということでございました。それともう1点は、不要不急な工事を中止すべきだという意見を、この8回において同じように述べております。それに対しまして私どもとしましては、同様に、この工事につきまして、コロナ禍において市主催の説明会を開催するのは難しい。ただし、個別案件で、どうしても補償問題とかいろいろとございますので、細かいことがあればお気軽にお電話くださいという話を地元の方々には周知をさせていただいております。

また、不要不急な工事の申入れに対しましては、私どもは、この工事というのは浸水対策ということで、もともと習志野市の下水道の基本計画にございます工事を実施しているものでありまして、決して不要不急なものではないと再三お伝えしているところでございます。

以上です。

習志野市　学校についてですけれども、新たな市街地整備になりますので、ある程度の大規模小学校になることはやむを得ないと考えておりますが、現在の鷺沼小学校の1.5倍の敷地を用意して、学区内の児童が在籍できるだけ数の教室、特別教室、体育館等の必要な諸室は確保できる学校を建設していきたいと考えているところでございます。

以上です。

委 員　これで終わりにしますけれども、やっぱり工事に入る前に計画人口に基づいた児童数の予測を立てるべきだと思うのです。2年前の審議のときに津田沼駅の南口の区画整理で明らかになったのは、市の児童数の推計ミスですよ。卒業していく児童と同規模の児童を想定していたと。ところが、高層階のマンションなどで児童数が増えて、蓋を開けてみたら学級数が足りなくなっていたという事態が生まれているわけですよ。やっぱり同じような過ちを繰り返すべきではないと私は思いますし、それはどこにしわ寄せがいくのかといえば市民であり、児童なのです。ですから、もうちょっと根本的に区画整理そのものと、市としてのまちづくりの在り方を練り直す必要があると思うので、この区域区分の編入には反対をしたいと思います。

以上で終わります。

会 長　どうもありがとうございました。

今、対応がこの審議会と市の間になっていきますので、意見がありましたけれども、将来予測みたいなものは当然ながら計画を立てるときに必要なことですから、私もぜひ検討を継続していただきたいなと思います。

それから、前者のほう、これは工事関係の説明会をお願いをしているということであって、本件、今日かかっている議案第1号に関しての説明会等は、先ほど御説明いただいたように、一定程度しっかりとやられているということは認識しましたので、それを踏まえ

た上で審議したいと思います。

ほかに御意見ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、本件、第1号議案の採決に入りたいと思います。

第1号議案を原案どおり可決することに賛成の委員の方は挙手をお願いいたします。

( 挙 手 多 数 )

会 長 どうもありがとうございました。賛成多数です。

よって、「千葉県都市計画審議会条例」第5条第4項の規定により、第1号議案について原案どおり可決することに決定します。

## 第2号議案

会 長 次に、第2号議案 千葉県都市計画づくりビジョン原案について（諮問）を議題といたします。

前回の骨子案に対して、委員の皆様からいただいた御意見を踏まえ原案を作成してまいったとのことであります。

それでは、早速でありますけれども、事務局から説明をお願いします。

事務局 続きまして、第2号議案 「(仮称)千葉県都市づくりビジョン原案」について御説明いたします。

それでは、まずスクリーンを御覧ください。

本日御説明いたします原案につきましては、前回の審議会で委員の皆様からいただいた御意見を答申として取りまとめ、この答申を取り入れ、作成しております。また、審議会を欠席された委員の方々にも改めて骨子案を御説明し御意見をいただきました。これらの意見につきましても答申として取りまとめております。また、そのほか、庁内関係各課や市町村などの意見も聴いた上で原案を作成いたしました。

原案につきましては、議案書のインデックス2に取りまとめておりますが、委員の皆様には既に骨子案を御確認いただいておりますので、本日は当日配布資料を用いながら、審議会からの答申をどのように取り入れ、原案としたかなどを中心に御説明させていただきます。

それでは、当日配布資料の5ページまたはスクリーンを御覧ください。資料については、横向きのA4判となってしまう申し訳ありませんが、いただいた答申書の写しで、6、7ページが答申の内容となっております。委員の皆様からいただいた御意見について答申として取りまとめる際に、事務局で「千葉県らしさ」や「広域的な視点」など9項目に分類させていただきました。

資料の8ページからは、これらの項目ごとにいただいた答申を主にどのように取り入れ、原案として位置づけたかを表の右側にまとめ、それぞれポイントとなる箇所にアンダーラインを引いております。スクリーンには記載した文章を映すのではなく、ポイントとなる点をお示ししながら御説明させていただきます。

それでは、最初に「千葉県らしさ」の項目に関する答申になります。答申としましては、千葉県らしさをビジョンに示せるとよい、半島性の欠点を生かせるような都市づくりの方向性を示せるとよいといった答申をいただいております。千葉県は半島であるがゆえに、

海と緑に囲まれた広やかな環境を有しております。これらを優位性と、また千葉県らしさと捉え、原案の作成に当たっては関連する項目に反映いたしました。

具体には、今後の都市づくりの方向性の一つとしている「多様なライフスタイルが実現できる人にやさしい都市づくり」の方針の一つに、海と緑など豊かな自然の中で暮らすことができる移住や二地域居住など、多様なライフスタイルの選択について位置づけました。

また、更なる機能強化を進める成田空港は国際拠点であり、千葉県としての優位性であることから、これを踏まえ原案に反映させております。例えば「多様な産業が成長する都市づくり」の方向性に、成田空港の更なる機能強化などを最大限生かした産業の受皿づくりの確保を目指していくとしております。また、令和7年度に変更を予定している区域マスタープランは、それぞれの地域の状況を踏まえ策定していくこととなりますので、原案にあります「今後の都市づくりを支える取組」の項目では、今後、都市計画区域マスタープランを策定するに当たっては、地域それぞれが有する千葉県らしさを踏まえ策定していくとしております。

次に、「広域的な視点」の答申としましては、広域的な都市づくりの視点について、県としての理念や方向性が示せるとよい、広域的な視点が重要であり、隣接県との関係性を記載したほうがよいとの答申をいただきました。県としましては、今後はこれまで以上に広域的な視点に立った都市づくりが重要であると考え、原案を作成しております。

広域的な都市づくりの視点についての県としての理念や方向性につきましては、「広域的な都市づくりの視点」における基本的な考え方として、首都東京に隣接する地の利を生かし、また半島という地形的制約を克服するため、成田空港や千葉港などの国際的な拠点やアクアライン、圏央道などの広域道路ネットワーク、また本県が持つ地域資源を最大限活用し、県と市町村、また市町村と市町村が連携した広域的な視点に立った千葉県らしい個性ある都市づくりを進めていくとしております。

また、隣接県との関係性につきましては、「拠点をつなぐネットワークづくり」の方向性に広域的な拠点や県内の各都市、また首都圏の拠点へのアクセス性の向上を図るため、広域道路ネットワークの整備を進め、その効果を地域に波及させていくと位置づけました。そのほか、「広域的な都市づくりの視点」においても、首都圏の各都県、各都市、地域を結ぶ広域道路ネットワークづくりが必要であるとし、また、成田空港などの国際拠点と首都圏の各都市をつなぐ高速バスネットワークの充実も図るとしております。

次に、「産業誘致」の項目については、半島性の影響を受けている圏央道の東側地域への産業立地など、地域の活性化を考えてもらいたい、地元産業と一体となった工場誘致も重要と考えるといった答申をいただきました。産業誘致については、地域の活性化など都市づくりとしても重要であると考え、原案の作成に当たりましては、産業の受皿づくりに関する方針への反映はもちろんのこと、産業の誘致に当たっては、広域道路ネットワークの整備も必要であること、また圏央道東側などにおいては観光も産業の一つであり、さらには農林水産業との共生も必要と考えておりますので、それぞれ関連した項目に反映いたしました。

例えば「拠点をつなぐネットワークづくり」の方向性には、地域振興にも重要な役割を持つ銚子連絡道路などの広域道路等の整備を促進していく旨を、また「多様な産業が成長する都市づくり」の方向性には、地場産業や地域資源を活用した産業の集積や、観光資源

のネットワーク化に当たっては広域道路ネットワークの整備を、また観光資源同士については、地域の公共交通などでアクセス性の向上を目指していくとしております。さらに、農林水産業との共生の観点としましては、地域に根づいた農林水産物の六次産業化の拠点形成を促進するなど位置づけております。そのほか、「広域な都市づくりの視点」にも本県の更なる発展と地域振興を図るためには、地域の特性に応じた産業集積のための受皿づくりを行うことが重要としております。

次に、「地域再生」の答申は資料9ページとなります。答申としましては、空き家、空き地の再生は現時点で既に取り組んでいるところであり、30年後の目標にするものではないといった御意見をいただいております。これにつきましては、空き家、空き地の発生については都市のスポンジ化など、現在においても都市づくりの課題であります。人口減少、超高齢化により、都市づくりとして今後はさらなる課題になると考え、原案を作成いたしました。例えば原案では「空き家や空き施設を再生し賑わいのある都市づくり」の方向性に、既存ストックを有効活用したリノベーションやスポンジ化した土地の活用により、地域に賑わいの場、コミュニティの場、働く場などを創出し、再活性化させるなどとしております。また、「今後の都市づくりを支える取組」の一つとしましても、空き家の再利用や公共空間、また空き地の活用など、民間活力を生かした都市づくりを推進していくと位置づけております。

次に、「景観配慮」の項目の答申としましては、洋上風力発電の立地、景観保全はいずれも重要であるとの御意見をいただいております。これに対しましては、「カーボンニュートラルに取り組む都市づくり」の方向性に洋上風力発電の活用など、環境への配慮や景観と調和された再生可能エネルギー等の最大限の導入を促進し、カーボンニュートラルを目指していくと位置づけました。また、そのほか、原案には「環境」の視点として、身近な緑の保全や防災、減災の機能も有するグリーンインフラの活用などについても記載しております。

次に、「都市経営」の項目としましては、インフラを整備、維持するため、30年後を見据えた経営的視点を取り入れたほうがよいといった答申をいただいております。これについては、「都市経営の視点に立った官民連携による持続可能な都市づくり」の方向性に、既存の都市基盤施設の長寿命化を促進し、効率的かつ経済的な視点に立った持続可能な都市づくりを進めることで財政負担の軽減を目指すといった方針を位置づけ、「ICT等の新技術を生かした豊かで便利なスマートな都市づくり」の方向性には、インフラ施設の維持管理などへの新技術の活用により、効率的な維持管理を行うといった内容を位置づけました。そのほか、「広域な都市づくり」の視点にも公共施設の広域化、共同化について、地域の実情に応じて効率的に活用していく旨を位置づけました。また、このほか、原案にはコンパクトなまちづくりによるインフラなどの維持管理費用の縮減や、民間活力導入による賑わいや産業の創出などについても記載しております。

次に、「孤立・子ども」の項目につきましては、都市づくりにおいても、人が孤立しないという視点で工夫することも求められている。子供が安心して遊べる公園づくりや友達と交流できる施設など、子供たちの成長を支える視点も都市づくりに反映させてもらいたいといった答申があり、これらにつきましては、「多様なライフスタイルが実現できる人にやさしい都市づくり」の方向性に、ウォークアブルな都市づくりの取組により、車中心から

人中心の空間へと転換することで、人中心の豊かな生活空間を実現させるだけでなく、健康寿命の延伸、孤独、孤立の防止などにつなげていくと位置づけました。

また、「安全な都市づくり」の方向性では、誰もが安心して暮らせる都市づくりとして、犯罪の発生を未然に防ぐための死角をつくらない公園整備などについて記載し、「今後の都市づくりを支える取組」では、都市づくりを学ぶ場の提供などにより、子供たちの都市づくりに対する関心を高める取組を支援していく旨を位置づけております。

次に、「若者の意見」の項目には、30年後の都市づくりについては、若い人たちの意見も取り入れたほうがよいとの答申をいただいております。都市づくりビジョンの原案については、庁内の若手職員の意見も取り入れながら作成しておりますが、若者の意見と、答申いただきましたので、若者の意見の一つにもなると考え、資料にありますとおり、木更津工業高等専門学校の生徒さんたちに、将来の都市づくりに望むことなどについてヒアリングいたしました。いただいた意見や要望については、資料の11ページに取りまとめております。

左側の欄が、いただいた意見等でポイントとなる箇所を太字としております。具体的に主なものを御紹介しますと、駅周辺などにスポーツや遊ぶ施設のある都市づくりをしてほしい、不便なところに住んでいるので交通の便のよいところに住みたいといったものや、いろいろな職業や働き方を選べる都市をつくってほしい、自慢できる町並みや景観をつくってほしいなど、ほかにも様々な意見をいただいております。いただいた意見等については、表の右側の欄に記載しております、原案のそれぞれの都市づくりの方向性で対応しております。

最後に、資料10ページ、「市町村連携・支援」の項目につきましては、答申として、都市計画区域マスタープランに広域化の視点は重要。市町村と協議を進め、ビジョンの方針を実現してもらいたい。次に、ビジョンの実現には、市町村の取組の実施が必要不可欠であり、市町村の頑張りがないと実効性を伴わないので市町村へのアドバイスなど支援を期待する。複数の市町村間の連携は重要な視点であり、今後、県がこのビジョンに基づき、市町村間の連携実施に向けた積極的な支援を行ってもらいたい。最後に、圏域を設定する場合は、人口や産業などにおいて関連性が高い市町村を圏域として設定するとともに、地域の実情を把握している市町村の意見を適切に反映してもらいたいといった県への要望となっております。

県としましては、「今後の都市づくりを支える取組」の項目に、市町村の行政区域を越えた課題の対応などに向けて市町村間、また県との相互理解を図るとともに、行政区域を越えた広域的な視点に立ったマスタープランの策定を行っていく。また、広域的な視点に立ったマスタープランの検討を行う協議会等を設置するなどの広域的な連携の推進や、県として、市町村が抱えている都市づくりの課題に対し技術的なアドバイスを行うなど、幅広い支援を行っていくなどとさせていただいております。

続いて、都市づくりビジョン策定のスケジュールについて御説明させていただきます。資料の12ページまたはスクリーンを御覧ください。

お示ししておりますのは策定のスケジュールで、本日の審議会は、フローの中段にあり、スクリーンでは青のフローの部分になります。今後は、本日御説明しました議案を原案とし、県民の皆様からの意見を伺うためパブリックコメントを行い、5月には千葉県都市づ



くりビジョンとして策定、公表してまいりたいと考えております。

以上で第2号議案の説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

会 長 どうもありがとうございました。今のフローを出しておいてもらえますか。

ただいま議案について、説明が終わりました。前回の審議会のとき、あるいは、その後で委員の皆様からいただいた様々な意見がございましたが、それらを踏まえて本日は原案という形で提出したということでもあります。

改めてこれから御意見、御質問等をお受けしていきたいと思いますが、いかがでしょうか。どなたかありますでしょうか。

委 員 まず、前回の昨年10月の審議会について、議会日程と重なって出席できなかったことをお詫び申し上げて、その上で幾つかお聞きしたいことだとか意見があるので、最初にまとめて言ってよろしいですか。

会 長 ぜひそれをお願いします。

委 員 1点目は、議案書の6ページに示されている広域道路ネットワーク図なのですが、ここには高規格道路調査中ということで、赤丸で千葉北西連絡道路、第二湾岸道路、東京湾岸道路、千葉環状道路、千葉中・外環状道路、外房の広域的な道路が示されているのです。ビジョンでは、その目的のところでおおむね30年先を見据えて県土全体を対象として将来の本県の姿を描くとしているのですが、これは調査中になってはいますが、ビジョンに掲げるといことは、将来、千葉県は、これらの道路建設を進めるといことをビジョンに示して県民に示していくということの理解でいいのかどうか。

2つ目は、6ページの上の広域インフラの整備のところに「県都1時間構想の実現を踏まえた」とあるのですが、この1時間構想はかなり前に示されていた記憶があるのですが、「実現を踏まえた」といことは、まだ1時間構想が成り立っていないということで、現在どの程度の水準まで来ているのかというのが分かればお示してください。

それから3つ目、これが最後なのですが、20ページのウォークアブルなまちづくり、これには賛成です。車中心から人中心の空間への再構築ということで、今、全国的にも行われているのですが、その上で現状を見たときに、県内で必要なのは生活道路、通学路の整備を急ぐことだと思うのです。生活道路、通学路の現状はどういう認識を持っていらっしゃるのか。

これに関連をして24ページ、暮らしの方針の2「安心して子育てができる環境づくり」のところで、この項目の中に安心して快適に移動できる歩行空間の整備が盛り込まれているのです。具体的には、現状を見たときにやっぱり生活道路や通学路の整備を急ぐという内容も盛り込むべきではないかと私は思うのですが、その辺のところの受け止めはいかがか。

以上、3点です。

会 長 どうもありがとうございます。

それでは、事務局のほうからお願いします。

事務局 まず、広域道路の関係です。広域道路につきましては、今回、都市づくりビジョン作成に当たりましては、都市づくりの目標と方向性というものを定めております。その策定に当たって広域道路の状況を整理するため、既存に公表されている、具体には令和3年7

月に公表されています広域の道路ネットワーク図を記載しました。

ただ、都市づくりビジョンの原案の中でも移動しやすい都市の実現であったり、産業集積のためというところで、やはり都市づくりとしても、ネットワークの拡充というのは必要であり、重要であると考えておりますので、そういったところについては今回原案の中でも位置づけさせていただいております。30年後の整備という具体のものというわけではなく、広域道路ネットワークが重要だということで整理をさせていただいております。

次、県都1時間構想の現状の水準でございますが、今、県都1時間につきましては、昨年作成した、総合計画でも、総合計画の指標の一覧で数値目標を掲げております。その中の状況としますと、面積当たりという形になるのですが、現在では76%と聞いております。

次にウォークアブル、県内通学路です。先ほど最初にお答えした広域道路の整備が重要というものと、もちろん並行して交通弱者に対する観点から、通学路の整備というようなどころについても重要と考えておりますので、先ほど委員からもありましたように、こういったところについても今回ビジョンの中で位置づけております。先ほどの子供たちの歩行空間についても、もちろん重要と考えております。今回、あくまでビジョンというところで、今後の都市づくりの方向性というようなものになりますので、具体的にどこをどうとかという形ではないのですが、方向性としては広域道路も重要、地域の生活道路も重要、そういったところを今回記載しているところです。

以上です。

会 長 いかがでしょうか。まだありますか。

委 員 ありがとうございます。最初のネットワーク図なのですが、現在あるものを掲載したと。ネットワークの形成が重要だということなのですが、スクリーンに示されているように、これからこの原案をパブコメにかけたりすれば、当然、この内容は県民に明らかにされるのですよね。ということは、この道路建設が千葉県の将来ビジョンだと県民に受け止められると思うのです。単に調査中では済まなくなってくると思うのですが、その辺のところの認識はいかがか。

それから、県都1時間構想なのですが、これらの広域的な道路ネットワークが完成をすれば、県内のどこからでも県庁まで1時間で来庁できる、実現するという理解でよろしいのかどうか。

3点目の生活道路、通学路なのですが、なぜこれ強調するのかというと、県民の身近な道路に関する満足度が今悪化してきているのです。令和3年、昨年度発表になった第62回県政に関する世論調査で「道路の整備の満足度」という項目があるのです。設問は、現在お住まいの地域の道路整備の満足度。ですから、まさに生活道路について問うているのですよね。満足している41%、不満41.9%。しかし、この比率がこの間悪化してきているのです。

例えば令和元年は満足47.8、不満が28.7でした。令和2年は満足が45.5、不満が33.6。今回不満が上回って逆転をしてきているのです。しかも、郡部で言うと、香取・海匝・夷隅・安房地域では不満が5割を超えています。年代別に見ると、60から64歳の女性では不満が50%を超えている。これ、やっぱり歩行空間の整備といったときに、身近な生活道路の整備が十分ではないという意思表示だと思うのですよ。移動しやすい人中心のネット

ワークの構築というのであれば、将来的にもやっぱり身近な生活道路、通学路の整備を今掲げて急がなければならないと思うので、ぜひ盛り込むべきではないかなというのを再度強調して終わります。

会 長 どうもありがとうございました。最後の点、いろいろと書かれているけれども、恐らく不十分だという御意見だと思うのですけれども、具体的にどこに入れたらいいかという御提案があったら、もっと対応しやすいと思います。現状で言うと、何か所かありますよね。生活道路というか、例えば22ページに子供さんの、まさに通学するときのスペース、空間すらないみたいな、こういう状況の中でどう整備するかと書かれてはいるのだけれども、これも生活道路の一つではあるのですよね。

それから、その前のページのほうに「ウォークアブルなまちなかの歩道や自転車道のネットワークづくり」という、ネットワークという概念ではあるけれども、今おっしゃっているような、具体的に生活道路の何をどう変えなきゃいけないかというところまでは確かに書かれてないかもしれない。ただ、このビジョンの性格上、あんまり細かくは書けないので、そこをもっと強調すべきだと言うのだったら具体的な案があるといいと思いました。

委 員 私がここで口を挟み過ぎちゃいけないんだけど、ほかに御意見、御質問ありますか。すみません、私のほうから、今回行っていただいた学生へのヒアリングの部分で、このように学生に自分たちの住む場所の将来を考えてもらうのに行政のほうから声をかけたというのは、今後、若い人たちにまちづくりに興味を持っていただくのに非常にいい取組だなと思いました。

今回、木更津工業高等専門学校の環境都市工学科の4年生50人に聞いていただいたということなのですが、この学科がこれに関係をしているところだとは思いますが、それも含めて、この1つの学校を選んだ理由と、あと意見、要望、ヒアリングに書かれているのですが、アンケートを書いてももらったりしたのか、対話をしたのか、そのやり方についてを教えてほしいのと、あともう1点、答えてもらった学生たちに対して、もちろん、この資料は5月に計画が完成するのですけれども、学生たちへのフィードバック。できたものは、君たちの意見はこうなったよとか、こういうふうに取り入れさせてもらったよとか、そういったものがあるといいのかなと思うのですけれども、そういったことに対しての考えがどうなのかというのを伺いたいです。

会 長 どうもありがとうございました。すみません、今の御質問の答えは後でやってもらいますけれども、その前に先ほどの続きが残っていて、こちらからまだ答えてもらっていないのと、あと、恐らく国交省さんから調査中という議論もあったから、そのあたりなんかを解説していただけるといいかなと思いますので、先ほどの2番目の意見に対しての事務局の回答をお願いします。

事務局 原案の6ページに出ているものは、改めてパブリックコメントを今後行っていく中で、もちろん県民の皆様には見てもらうものですが、今回新たに出すというのではなくて、既存の資料として出ているというようなところで、現状で、76%というようなところでありますが、都市計画としますと、昨年度、銚子連絡道路の都市計画を決定してきたり、富津館山道路全線4車線化に向けて、今、都市計画、環境影響評価の手続を行っているというようなところで、今後、実現に向けて都市計画のほうとしても、道路部局と連携を図っていければなと考えているところです。

あと生活道路につきましては、先ほどの繰り返しになってしまうのですが、今回は考え方というようなところですので、今後、都市計画の区域マスタープランを令和7年度に向けて県内で見直しを行っていきます。そういった中で市町村とも連携を図りながら作成していくものになりますので、そういったところの視点についても、もちろん重要と考えておりますので、区域マスタープランを作成する中で市町村と連携して検討できればなどというように考えているところです。

続いて、学生さんに関する意見になりますが、前回審議会、10月に委員の皆様から答申いただいて、限られた時間というところもちろんあったのですが、既にまちづくりを学んでおりある程度都市計画としての知識もお持ちというところ、また、県内唯一の国立の専門学校であるという生徒さんたちを対象にさせていただいております。

実際にはアンケートを行ったのですが、アンケートを取るに当たっては、授業の中で、前回御説明した骨子を御説明をさせていただいてアンケートを取らせていただいております。フィードバックというところですが、タイミング等もあるので明言はできませんが、今後、パブリックコメントをやっていきます。そういった中でパブリックコメントの周知についてはもちろん図られると思いますので、学生さんたちにも改めて見ていただいて、また意見等があればパブリックコメントの中で出していただければと考えております。

以上です。

会 長 よろしいでしょうか。先ほど6ページの図に関して、国交省さんに解説と言ったんだけど、それは必要かどうか、必要であればということなんだけれども、私から若干だけ解説しておく、この6ページの図面というのは、2021年の6月ぐらいに公表されているものなのですよ。それは千葉県さんもホームページで公表していて、だから知っている方は知っているんだけど、ただ、それを広く知らせているかという、そうではないので知らない方が大半だと思います。この計画は、実はそれを国の計画として考えてきているわけですから、関東地整の中でも取りまとめて同じ時期に公表されています。これもパブリックコメントをやっているのだけれども、必ずしも多くの方は知らないという状況にもあります。

ですから、今回、ビジョンづくりという中で一番重要なポイントが広域という観点、県全体を見渡す必要性があるんだということをつくっていますから、既に公表されている図面、道路は重要なインフラですので載せないわけにもいかないということで載せている。こういうことで、この中で位置づけようとしているものではないのですけれども、ぜひこういう機会に改めて公表して多くの方に知ってもらうことが重要だと私は思います。

それで1点だけ、国交省さんにコメントいただくことではなくなってしまったのだけれども、「2022年（令和4年）4月時点修正」という言葉があるのだけれども、これは公表されているものともしかすると違っているかもしれないので、それはぜひ、そういうことに不透明性がないようにしていただくほうがいいかもしれません。この修正に関しては、県のほうで行っている修正ということですのでよろしいのですか。

事務局 はい、そうです。

会 長 分かりました。その修正の場所というのは、どこか分かるのですか。県民に関して言えば、2021年に出しているものとこれがどこが違うか分からないという状態はあまり好ましいことではないのですよね。この言葉がなければ、それはそれで、2021年に公表さ

れているものだというのでいいのですけれども、これが急にあるものだから、そこはちょっとだけ解説があったほうがよさそうな気がしました。

以上です。

事務局 会長からありました2022年4月修正は、今、県の道路部局のホームページにはこの形で公表されておりますので、既に公表された内容そのままというような形になっております。

会長 はい、分かりました。そういうことが分かるようにしていることがベストだと思います。どうもありがとうございます。

ほかに何か御意見、御質問ありますか。

委員 6ページを見ますと道路網が書かれておりますが、この中で千葉県九十九里浜に沿った道路がずっとここに記載されておりますが、これだけの砂浜、九十九里浜という非常に有名、歌にも詠まれていまして、昔の高村光太郎さんをはじめとして、多くの文人が訪れているところでもあるわけでありまして、32ページには、『グリーン・ブルーツーリズム』などの推進により、多様な主体の参画を通じて里山・里海の価値が再認識され」と載っておりますが、千葉県の九十九里浜というのは他県に類を見ないところでもあると思うのですよね。

昔は白砂青松の広がる海原とか何とかという言葉があったのですけれども、私どもも若い頃は、あそこの波乗り道路を通ると砂浜に松林がずっと広がっていたのですが、ほとんど線虫の被害で枯れてしまいまして、森林課のほうでも大分植栽を行っているようなのですが、私は九十九里浜というのは千葉県の一大名所だと思っておりますので、当然、ここに入っているとは思っているのですけれども、より声を大きくして、この再生を図っていくということが非常に大事なと思うのですよね。確かに町の中にソテツだとか何だとかが植わっているのも景観的にいいとは思っているのですが、ぜひ森林課のほうへも強力に呼びかけていただいて、白砂青松の海原を再生するんだというようなことも何かのときは具体的に記載をしてもらいたいと、このように思っておりますので、要望いたします。

会長 どうもありがとうございました。よろしいでしょうか。御意見として承りました。

それでは、ほかに御意見よろしいですか。

よろしければ、前回の議論、そして今日の議論を踏まえて原案ということになりました。この文言等、御意見の趣旨も踏まえて引き続き県のほうで検討していただくということになります。ここにありますように、最終的には5月下旬ぐらいをめどに公表していくということになります。公表するときには、この表紙がありますよね。表紙は重要で、千葉県都市づくりビジョンということですが、今回は特に広域な観点というものを重視してつくったということでもあります。「千葉県」としてクレジットを出していただけるような、そんなことであればベストだと思いますので、1番目のところ、「千葉県県土整備部都市整備局」となっておりますけれども、そのあたりも私から要望させていただきたいと思っております。

それでは、以上の意見を踏まえながら今後最終的に案をつくっていくわけでありましてけれども、この議案についても、前回もそうでしたけれども、今回も採決ということをお願いしたいと思っております。

第2号議案を原案として、千葉県都市づくりビジョンを作成していくことに異議のない

旨答申することに賛成の委員の方は挙手をお願いします。

( 挙 手 多 数 )

会 長 どうもありがとうございました。賛成多数であります。

よって、「千葉県都市計画審議会条例」第5条第4項の規定により、第2号議案を原案として千葉県都市づくりビジョンを作成していくことに異議のない旨答申することに決定いたします。

それでは、事務局としては、意見も踏まえて必要な修正があれば、ぜひお願いしたいと思えます。

以上をもちまして、予定された議案の審議は全て終了いたしました。

## 9. そ の 他

会 長 事務局から何かほかにありますか。

事務局 特にございません。

会 長 どうもありがとうございました。

## 10. 閉 会

司 会 それでは、これで第197回千葉県都市計画審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

— 以上 —